

# 反社会的勢力の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

一般財団法人公園財団 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

印

当社は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、参加資格の取り消し、契約解除など、貴団体が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその本人、法人である場合にはその役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者
2. 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる者
6. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
7. 暴力団又は暴力団員及び二から五までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者